

第19回定例岡山県教育委員会議事録

- 1 日 時 令和6年2月16日(金)
開会13時30分 閉会14時55分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席者
- | | |
|--------------|------------|
| 教育長 | 鍵本 芳明 |
| 委員(教育長職務代理者) | 田野 美佐 |
| 委員(教育長職務代理者) | 梶谷 俊介 |
| 委員 | 上地 玲子 |
| 委員 | 服部 俊也 |
| 教育次長 | 國重 良樹 |
| 教育次長 | 田中 秀和 |
| 学校教育推進監 | 中村 正芳 |
| 教育政策課 | 課長 小林 伸明 |
| | 副課長 中江 岳 |
| | 総括主幹 石崎 貴史 |
| 教職員課 | 課長 鈴鹿 貴久 |
| 特別支援教育課 | 課長 江草 大作 |
| 保健体育課 | 課長 片岡 敏行 |
| 文化財課 | 課長 浜原 浩司 |
- 4 傍聴の状況 3名
- 5 附議事項
- (1) 岡山盲学校及び岡山聾学校の校舎整備に係る基本構想について
 - (2) 岡山指定重要文化財の指定等について
- 6 協議事項
- (1) 奨学金返還支援事業について
- 7 報告事項
- (1) 県教育委員会が所管する公益法人の新規認定等について

(2) 新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（案）について

8 その他

9 議事の概要

開会

非公開案件の採決

(教育長)

本件議題に入る前に、議題の公開の可否について決定したい。附議事項（２）は教育行政の公正を確保する必要があるため、協議事項（１）は議会との調整を要するものであるため、教育委員会会議規則第１２条に基づき、非公開とするよう発議する。

委員から議題を非公開とする発議はないか。

(委員全員)

(特になし)

(教育長)

この発議は、討論を行わずにその可否を決定することとなっているので、直ちに採決に入る。附議事項（２）協議事項（１）は非公開とすることに賛成の委員は挙手願う。

(委員全員)

挙手

(教育長)

全会一致により本案件は非公開とすることに決した。

附議事項（１）岡山盲学校及び岡山聾学校の校舎整備に係る基本構想について

・特別支援教育課長から資料により一括説明

(委員)

近隣の幼稚園等、小中学校、高等学校及び特別支援教育との交流及び共同学習について段階的計画的に交流を実施するためのスペースや施設は検討されているのか。

今までは障害区分に分けて教育を行っていたが、インクルーシブ教育の理念である一緒に育ち合うという方向性に少しずつ動いていくと思っているが、非常に専門的な教育をやりつつ、そこに一般の人と一緒にしながら、社会生活に向けての準備が必要になってくるのではないかと思うが、そのようなことについて、配慮が少ないような気がする。何か考えていたら教えてもらいたい。

(特別支援教育課長)

交流及び共同学習の推進について、今後のインクルーシブ教育を進めていくに当たり非常に大事になる考え方である。実際の交流場面では、近隣の園や学校から学校に来ていただく場合や学校等へ出向いていく場合もある。

学校に来た場合に、教室でやる場合もあれば、人数が広い場合スペースも必要になって

くる。部屋数など、具体的な設計については来年度、計画を作っていく中で定めていく。そういった交流ができるようなスペースをしっかりと確保していきたいと考えている。

(委員)

交流スペースは聴覚障害と視覚障害の交流のためではなく、他の人との交流スペースとしても使用すると思っただけか。

(特別支援教育課長)

そのとおりである。

(委員)

来られた方に、障害特性等をどう理解してもらうか、相互理解をどう促進するかが必要なのではないか。子供たちもだが、特別支援学校の教員は、障害特性については理解しているが、一般の学校の教員がどこまで理解して受け入れることができるのか。センター的機能から言うと、そういったところもできるようなソフト面も織り込んでもらいたい。

(委員)

寄宿舎も共用とのことだが、どのように分けるのか。

(特別支援教育課長)

寄宿舎については、かなり前になるが大きな火災があり、我々としても非常に懸念をしているところである。いろんな作り方があがるが、現状人数に限られる中で、建物を2つ建設することは難しいと思っている。

生活空間を分離する方向で考えている。まずは、障害部門別と男女別の4つの空間をどう分けるのか。来年度の基本計画で、具体的に考えていきたい。他県の例で言うと、フロアを分けたり、もしくは同じフロアであっても、右左で分けたり、いろんなやり方があると思うので、基本計画の中で具体的に考えていきたい。

(委員)

寄宿舎に入る生徒は何名を想定しているか。

(特別支援教育課長)

両部門を合わせて現状約30名であり、長期的に見ると減少傾向にある。

(委員)

寄宿舎について、公共交通機関の減少に伴い、通学に不便な生徒が増えてくると思う。地図を見ると、建設予定地である聾学校の回りには高校もある。今後、寄宿舎を、障害がある生徒だけではなく、高校を希望する生徒も入れる寄宿舎にするという考えもあるのではないかと。

日常生活において災害時には、一緒に避難することもある。そういった練習ではないが、一般の高校生へ入舎を広げてことも検討してみてはどうか。

(特別支援教育課長)

色々な学びの場が色々なところで交わってくることが想定される。寄宿舎に高校生を入れることは考えていなかったが、将来的に色々な使い方が出た際には、考えていくこと

があるかもしれない。

(委員)

先ほどからセンター的機能という話があるが、今回の整備を通じて、センター的機能がより発揮できるように検討していると思ってよいか。

(特別支援教育課長)

そう思っていてほしい。

今回の検討委員会の中で、センター的機能については1回目から議論いただいている。委員からも非常に評価が高い。

基本方針の3つうちの1つにも挙げており、施設整備の中でどこまで何ができるのか考えていきたい。

ただ、課題としては、盲聾学校はしっかりセンター的機能をやってはいるが、社会に認知が進んでいない。今回新設ということで、センター的機能を柱に据えて行っていくので、今後しっかり周知をしていきたい。

(教育長)

盲聾学校の生徒は減少しているが、通常の学校で学ぶ聴覚障害・視覚障害の生徒が増加しており、必要に応じてセンター的機能の中で学ぶことも想定され、センター的機能は強化していかなければならない。

情報発信としては、岡山県の全ての特別支援学校は、学びの状況をSNSで発信している。全ての学校が発信している県は、他県にはないと思う。

センター的機能をどう強化をしていくのかをしっかりと考えてもらいたい。

(委員)

就学期間だけに対応するセンター的機能なのか。社会に出たあとにも相談に乗れるようなセンター的機能まで持たせるのか。

(特別支援教育課長)

センター的機能の中には就学期間だけではなく、卒業後も支援団体や関係機関の要望があれば伺っているような形で支援を行っている。

他の障害種は複数校あるが、盲学校・聾学校は1校だけであり、全県を対象に、要望があれば出向いている。

(委員)

検討委員会を年3回実施したとのことだが、今後も同様に実施するのか。

(特別支援教育課長)

検討委員会は学校を設置していく上で1番の骨格となる基本構想を定めるために、様々な方に集まっていただき検討いただいた。基本構想の中には、細かいことは記載されていないが、大事な考え方は極力文字に残し、分かる形にしている。来年度からは基本構想をもとに実際の基本計画の策定に入っていく。基本的には事務局と学校現場がしっかり情報交換を図りながら、検討することになる。しかし、進めていく中で、様々な

課題ができれば、関係の方の意見を伺うこともある。

(委員)

今回も色々追記があった。色々な視点が必要なので、今後も違う視点で見られるよう、可能であれば実施いただきたい。

(委員)

I C T機器で色々な障害者をサポートするツールができてきているが、そういったものをどのように活用していくのか。最終的には、障害がある方が社会で自立して生活ができるのかだと思う。

サポートツールを教育にどう落としこんでいくのか。今まで以上に盲聾学校が社会と関わっていくのか、教育をどう組み立てていくかが、その後の就業を考えると非常に重要になってくる。ソフト面になるが、重要視していただきたい。

(特別支援教育課長)

8ページの施設整備のコンセプトに「障害による学習上、生活上の困難さを改善するためのタブレット端末や集団補聴システムなどのI C T機器の活用を推進できるような情報通信環境を整備する」と記載しており、5年後に技術がどこまで進歩しているか分からない部分はあるが、施設面で対応できる部分を進めていき、しっかり活用できるようにしていきたい。

(委員)

学校で使用して、いい物があれば、社会に発信していってもらいたい。

(教育長)

これより採決に入る。議第17号について、原案に賛成の委員は挙手を願う。

(委員全員)

挙 手

(教育長)

全会一致により、議第17号は原案のとおり決した。

報告事項(1) 県教育委員会が所管する公益法人の新規認定等について

- ・教育政策課長から資料により一括説明

(委員)

倉敷考古館が解散し、大原美術館に統合されることで教育委員会所管から環境文化部所管に移ることになるが、引き続き文化財行政に関する事業を行うのであれば、環境文化部で監督ができるのか。所管とは、どの程度の責任と権限を持っているのか。

(教育政策課長)

所管が移ることにより、環境文化部は、法人の事業が公益事業として適切に行われているかどうかを監督することとなる。文化財に関する専門的な部分で教育委員会に意見を求めてくることがあれば、支援してまいりたい。

報告事項（２）新たな地域クラブ活動の構築に向けたガイドライン（案）について

- ・保健体育課長から資料により一括説明

（委員）

意見交換会に県教委はどのように関わってきたのか。

（保健体育課長）

意見交換会には、事務局側として参加をした。

我々が行っている実証事業の説明や市教委へ県教委の取組の報告等をした。

全ての会議に説明があるわけではないが、参加した。

（教育長）

ガイドラインの表紙が環境文化部となっており、スポーツ振興行政としての扱いとしてよいか。

（保健体育課長）

社会スポーツや社会芸術団体の一環としての捉えであり、いわゆる学校教育活動の外の広い形での地域クラブ活動として、環境文化部が策定した。

（委員）

学校単位ではなく、地域でクラブ活動がしっかり活動できるように作ってもらい、部活動の生徒が学校の部活動がなくなっても、一緒に活動できる体制を作るという理解でよいか。

（保健体育課長）

そのとおりである。

（委員）

意見交換会のメンバーはどのようになっているのか。

（保健体育課長）

第1回から第4回まであり、各回に指定した市町村教育委員会あるいは首長部局の地域移行担当者、各種競技団体、中体連に声かけをし、意見交換を行った。

（委員）

産業界関係は入っているか。

（保健体育課長）

産業界関係は声がかかっていなかったと思う。

（委員）

土日の活動が重要と考えている部活動もあると思うが、どういう対応になっているか。

（保健体育課長）

まずは土日の部活動をできるところから段階的に実施してほしいと思っており、そのように我々の事業も進めている。

土日の活動は地域クラブとして活動しているが、まだ今の段階では部活動として出場することもある。練習試合を外部の方に引率をしてもらい、地域クラブとして実際やってもらっているところもある。その中で何が課題で何が成果なのか、考えるだけでは見えてこないところがあり、まずはやってみてくださいとお願いをしている。

そうすると、クラブで行った時に、教員だと活動の手当がいくらか出たりするが、外部の人が引率した場合、一切謝金が出ないことがあったりする。

なので、この度は国の事業をつかい、モデル地域であると、謝金を国の事業から払うことで、その間に課題を解決していこうという所である。現在様々な模索をしている。

(教育長)

部活動を平日の部活動と土日の部活動でやるのか、あるいは地域のスポーツ活動としてやるのか。それが混在した状況になるので、非常にややこしい話になる。

サッカーを例にしていうと、土日に関して自分は高いレベルでやりたいので、地域のスポーツクラブでサッカーをやる方も出てくる。はっきりしてくるのは両方に選手登録はできないようにしないと、混乱が起こってくる。選手登録をどうしていくのかは中体連や競技連盟でしっかり相談をされると思う。競技によって足並みが揃っていない部分があるので、これから議論になってくると思う。ガイドラインの中で詳しく書かれていないが、学校の部活動を地域に丸投げをするのではなく、部活動は学校の部活動として、土日はできるだけ地域にスポーツができる環境を作ってもらい、これまでも地域にあったスポーツ活動の中に中学生も一緒にやっていくようなケースも出てくる等、色々な形があると思う。

(委員)

私の認識は、移行させるという意図が強いと思っていたが、今のお話を聞くと地域に活動できる場を作って、やりたい人はやると聞こえたが正しいか。

(教育長)

方向性とする、地域移行の方向性はスポーツ庁が出している。ただ3年間の集中期間にはなっているが、完結できるのかという、必ずしもそうとはいかない部分もあると思う。ただその方向で進んでいる。それから1つ大きな問題があり、岡山県でも県北を中心にチームスポーツが成立しない状況ができています。学校で部活動ができない種目がある。この問題を早急に解決しなければならない危機感は一方ではある。

(保健体育課長)

昨年11月にスポーツ庁の日比室長に来ていただき、その中の説明でもあったが、岡山県を例に言うと平成元年に約9万人いた中学生が、約半減している現状がある。

今後、回復することが見込めない状況で、今の先生方に地域移行をお願いするのは、酷かもしれないが、10年後20年後には、もっと厳しい状況で子供たちが本当に文化スポーツ環境に親しめなくなる可能性がある。

なので、我々が今後も継続して子供たちが文化スポーツ活動をできるような体制とい

うのを整えておく必要があります、まずはやってみてくださいと、今市町村を含めお願いをしているところである。

(委員)

先ほどメンバーに産業界にいないのかと聞いたが、結局は地域でスポーツや芸術活動をやるときに、大人がやれる環境にあるのか。学生時代までは文化活動やスポーツ活動をやっていたのに、就職すると続けられない環境ではなかったか。

しかし、そういった人が、生涯にわたってスポーツや文化活動がやれるような働き方改革や活動の場をどうやって地域に作り、子供たちも一緒に入れて育ち合うという大きな方向性だと思った。産業界が入ってないと、環境作りがうまくいかない部分もあると思い聞いた。

どうしてもスポーツ界や芸術界や競技団体は、やっぱり競技は見えているが、社会全体でどうするかという難しい部分があるが、人口が減っていく中で一方ではみんなを楽しみながら、一方ではトップレベルを目指す人をどう育てていくか。これを地域の中で作り込んでいくのか。才能や経済格差も見ながら、どう支援していくのか。そういった議論をしっかりとやっていかなければいけない。

今回ガイドラインということであり、ここからどのようにブラッシュアップしていくかが課題と思う。

(保健体育課長)

環境文化部もガイドラインを作成し、終了とは思っていない。

来年度も意見交換会を開催予定であり、こういった意見をしっかり共有したいと思う。

(教育長)

指導者の裾を広げていこうと思うと産業界にも協力をいただき、活動しやすい環境を作ってもらうことが大事だと思う。ぜひスポーツ振興課文化振興課の方へ伝えていただきたい。

以下、非公開のため省略

閉会